

那須烏山市請負工事成績評定規程

(目的)

**第1条** この規程は、市の所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適性な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

**第2条** 評定の対象は、1件の請負額が250万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、電気、ガス、水道、電話の引込工事等で、市長が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

**第3条** 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、工事請負契約について検査を行う者並びに監督を行う総括監督員及び主任監督員とする。

(評定の方法)

**第4条** 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる検査員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。

(評定表)

**第5条** 評定は、工事成績評定表（別記様式。以下「評定表」という。）によって行うものとする。

(評定表の提出)

**第6条** 評定者は、工事完成のとき、それぞれ評定を行い、遅滞なく市長に評定表を提出するものとする。

(その他)

**第7条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

**別記様式**（第5条関係）